

## 「トレーサビリティ」表示について

平成 19 年 6 月

食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会

### ○ 趣旨

食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会は、コーデックス委員会での「トレーサビリティ」の定義<sup>1</sup>を踏まえ、食品トレーサビリティシステムについて認証を行う場合の基準として「食品トレーサビリティシステムの要件」を定め、平成 18 年 10 月に公表した<sup>2</sup>。

本委員会の検討の中で、トレーサビリティの要件を満たし認証を受けた旨の表示（以下「認証表示」）をすることの是非や、認証表示のあり方について議論した。また、トレーサビリティに関する表示一般のあり方についても議論した。

これらの検討を踏まえて、消費者や事業者にとって優良誤認とならない分かりやすいトレーサビリティに関する表示について、委員会の考え方を取りまとめた。

既に「トレーサビリティ」表示を行っている、又はこれから行おうとしている事業者の参考となり、分かりやすい「トレーサビリティ」表示が行われることを期待する。

### 1 「トレーサビリティ」表示へのニーズと留意点

消費者や事業者の食品の履歴に対する関心は高い。またトレーサビリティシステムを導入した事業者の一部には、消費者や事業者の商品選択の 1 つの指標として「トレーサビリティ」表示をしたいというニーズがある。

一方、コーデックス委員会の定義では、トレーサビリティが対象とする範囲は「特定の一つ又は複数の段階」とされており、必ずしも一定ではない。また、現在行われているトレーサビリティに関する認証の目的は、問題が起きた場合の回収や原因究明、衛生面の安全性や原産地表示等の担保など様々である。

「トレーサビリティの確保だけでは製品の特性や品質を担保していることにならない」、「消費者や事業者が期待する生産履歴を公表せずに『トレーサビリティ』表示をすることもありうる」ことから、「製品への『トレーサビリティ』表示は好ましくない」

---

<sup>1</sup>コーデックス委員会は 2004 年に「トレーサビリティ」を以下のように定義した。

「生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること」

なお食品トレーサビリティシステムの基本事項を示した文書である「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」における「食品のトレーサビリティ」の定義も、平成 19 年 3 月の改訂版において、コーデックス委員会の上記の定義が採用されている。

<sup>2</sup> 以下のサイトで公開されている。

[http://www.fmric.or.jp/trace/certify/trace\\_yoken0703.pdf](http://www.fmric.or.jp/trace/certify/trace_yoken0703.pdf)

との指摘もある。このように、トレーサビリティの概念がまだ消費者や事業者には十分定着していないなかでは、トレーサビリティの言葉を含む表示の受け取られ方に留意する必要がある。

「景品表示法」は商品の内容についての不当表示を禁止しており、「JAS法」の品質表示基準は内容を誤認させる食品表示を禁止している。製品やポップにトレーサビリティに関する表示を行う場合、このことに十分留意する必要がある。

## **2 「トレーサビリティ」表示一般**

製品に「トレーサビリティ」の言葉を含む表示（「トレーサビリティコード123456789」等の表示を含む）を行う場合は、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（平成19年3月改訂）の「5. 食品トレーサビリティシステム導入の基本事項」を参照し、システムを実施すべきである。また原則として、トレーサビリティシステムの対象範囲（フードチェーンのどの段階からどの段階の事業者が実施しているのか、複数の原料が用いられる製品の場合ほどの原料について取り組んでいるか等）を明示すべきである。このことは、農産物、畜産物、水産物及び加工品のいずれであっても同じである。ただし、その製品の生産段階から小売段階までのフードチェーンを通してトレーサビリティシステムを実施している場合は、範囲の明示を省略しても、消費者等に優良誤認させることにはならないと考えられる。

また、事業者がパンフレットやWebにおいてトレーサビリティシステムの実施について説明する場合も、同様にトレーサビリティシステムの対象範囲を説明すべきである。

なお、すでに製品に「トレーサビリティ」表示をしている場合は、包装資材の更新時等に速やかに修正すべきである。

## **3 「トレーサビリティ」認証表示**

「トレーサビリティ」の言葉を含む認証表示を行う場合は、本委員会が作成した「食品トレーサビリティシステムの要件」を満たしていることを明らかにするために認証を受けるべきである。トレーサビリティに関する認証を受ける範囲（例えば、生産段階からその事業者まで）は、認証機関と事業者で決めることとなるが、製品に「トレーサビリティ」の言葉を含む認証表示を行う場合は、原則として、認証表示の近傍に対象となる範囲を明示すべきである。このことは、農産物、畜産物、水産物及び加工品のいずれであっても同じである。ただし2と同様に、その製品の生産段階から小売段階までのフードチェーン全体としてトレーサビリティに関する認証を受けている場合は、範囲の明示を省略しても、消費者等に誤解を与えることにはならないと考えられる。

なお、認証の形態は、特定の事業者が認証を受けて生産段階からその事業者までのフードチェーンのトレーサビリティシステムに責任を持つ形態と、フードチェーンに係わる各事業者が認証を受ける形態が考えられる。

すでに製品に「トレーサビリティ」に関する認証表示をしている場合は、認証制度の見直し時や包装資材の更新時等に速やかに修正すべきである。

#### **4 認証機関の要件等**

消費者から信頼される認証が行われるためには、認証する機関も一定の基準を満たしていることが必要であり、ISO が定めている品質システムに関わる認証を対象とした「品質システム審査登録機関に対する一般要求事項」(ISO ガイド 62<sup>3</sup>) または「適合性評価—マネジメントシステムの監査及び認証を提供する機関に対する要求事項」(ISO/IEC 17021) を満たしているべきである。<sup>4</sup>

なお、「製品認証機関に対する一般要求事項」(ISO ガイド 65) は製品やサービスを認証する機関を対象としており、トレーサビリティに関する認証をサービス(トレーサビリティの確保というサービス)に関する認証と考えることも可能である。両者の要求事項は基本的には変わらない。

また、いずれの場合も、審査を行う要員は、食品トレーサビリティシステム及び対象品目について必要とされる知識と経験を有していることが必要である。

<sup>3</sup> JIS 規格では JIS Z 9362。

<sup>4</sup> 平成 18 年 8 月、JIS Z 9362 の基となった ISO ガイド 62 が ISO ガイド 66 と統合され、ISO/IEC 17021 が発行されている。

#### **●この文書についての問い合わせ先**

社団法人 食品需給研究センター

(食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会 事務局)

社団法人 食品需給研究センター <http://www.fmric.or.jp>

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 1-26-3 農業技術会館

TEL (03)5567-1993 FAX (03)5567-1934 mail: trace@fmric.or.jp